

事業計画(施策1)(案)

施策1	事務事業	事務事業の細目		戦略会議委員意見	実施時期			備考		
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)	実施支援主体		前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)			
1.1 在宅医療に関する啓発	1.1.1 本人・家族への在宅医療に関する啓発(ポスター・パンフレット等)	【大目的】在宅で十分療養生活が可能であることや、どのようなサービスが受けられるかの市民全般の認知度が向上している	【小目的】多くの市民が冊子・パンフレット・広報・ホームページ等の各種媒体に日常的に触れ、在宅療養の知識を蓄積している	【実施方法】①市民に対する啓発用小冊子・パンフレットの作成・配布	市(長寿介護課、保健センター)	・小冊子等作成 ・在宅医療の必要性を様々な側面から提供(1.2.2より)	実施			・予算化(消耗品、冊子作成費又は印刷製本費) ・当面は既製品をあたり、対応が困難であれば作成委託及び印刷製本費
			【小目的】多くの市民が、様々な講座を受講することで、在宅療養の知識を蓄積している	【実施方法】②市民に対し、広報等の特集やホームページに掲載	市(長寿介護課、保健センター) 社会福祉協議会 地域包括支援センター	・市のホームページ ・困った際にすぐに相談できる体制があること ・広報紙等の活用(1.2.1より)	実施			・予算化(包括の強化) ・広報等の等は社協だより
			【小目的】多くの市民が、様々な講座を受講することで、在宅療養の知識を蓄積している	【実施方法】③市民に対し、外部講師等によるゆうゆう学級における講座の提供	市(生涯学習課)	・講演会(セミナー) ・具体的な対応事例列挙 ・市民講座等 ・在宅医療の必要性と具体的な内容 ・最期の迎え方について ・最期まで在宅生活を送れるすばらしさ	実施			・ゆうゆう学級は、既事業。1講座として在宅医療を入れる。
			【小目的】定期的・継続的なPR活動に多くの市民が触れ、在宅医療への認識を常に新たにしている	【実施方法】④市民に対し、出前講座の提供	社会福祉協議会	・在宅で治療を受ける仕組みと、在宅での治療も選択できるということ	実施			
			【小目的】定期的・継続的なPR活動に多くの市民が触れ、在宅医療への認識を常に新たにしている	【実施方法】⑤特徴的な啓発の実施	市(長寿介護課) 地域包括支援センター	・在宅医療キャンペーン ・6月6日、老老の日制定 ・市役所、各出先機関等でのPR活動	検討			冊子の配布などにあわせ、より市民に受け入れられる方法を検討
1.1.2 在宅医療従事者への在宅医療に関する研修	【大目的】在宅医療に関係する各職種が、研修を受講し、在宅医療・介護の知識・技術等を深め、実践しようとしている	【小目的】各職種が研修を受講し在宅医療への知識を深めている	【実施方法】①従事者に対する、職種単位や組織内での研修会の開催	市民病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会	・業種ごと及び他職種合同の研修 ・症例発表や研究会 ・体験者の経過と最期の実状 ・医療提供者が生き方、逝き方について意識できる機会(1.3.4より) ・痛みや不安を緩和する手段の検討(1.3.4より)	調整 実施				
		【小目的】各職種が職種横断的な研修を受講することで在宅医療における多職種連携の実践的なノウハウを蓄え、実際の連携につなげている	【実施方法】②従事者に対し、多職種合同の研修会の開催	関係団体で調整	・在宅医療の実態周知 ・様々なグループでの勉強会(1.2.1より) ・栄養士、鍼灸整復師等の医療職種との研修機会創設(1.3.1より) ・業種ごと及び多職種合同の研修	調整 実施				
		【小目的】各職種が職種横断的な研修を受講することで在宅医療における多職種連携の実践的なノウハウを蓄え、実際の連携につなげている	【実施方法】③ケアマネと医療機関との連携強化	市(長寿介護課) 地域包括支援センター		実施				
1.1.3 最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)	【大目的】市民一人ひとりが、最期の迎え方に意識を持ち、望みを明確化し準備できるようになっている	【小目的】最期を自宅で迎えられることを見聞きし、自らの希望する最期の迎え方を考えられるようになっている	【実施方法】①市民に対する、講演会等の実施	市(長寿介護課・生涯学習課) 市民病院 地域包括支援センター 社会福祉協議会	・年齢に応じ「終末」について様々な人と考え方を話し合う場 ・自宅で看取りをした体験談 ・正しく対応すれば苦痛はより少なくなる ・講演会(セミナー)(1.2.2より) ・講習会の開催(1.2.2より)	実施				
		【小目的】学校教育を通じ、生命や人生に対する考え・意識を持つようになっている	【実施方法】②児童生徒に対し、生命・人生についての教育の実施	市内小中学校(教育委員会)	・学校での生命についての教育 ・生命に関する幼少期からの教育(1.3.4より)	実施				
		【小目的】自らの希望する最期の迎え方を考え、準備に向け取り組めるようになっている	【実施方法】③市民に対し、映画「エンディングノート」などの上映やエンディングノートの紹介	社会福祉協議会 市(長寿介護課・生涯学習課) 地域包括支援センター	・映画「エンディングノート」の上映会とエンディングノートの配布 ・人生最期の具体や考え ・市での遺産等の取扱いに関する様式提供	実施				

事業計画(施策1)(案)

施策1	事務事業	事務事業の細目		戦略会議委員意見	実施時期			備考		
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)	実施支援主体		前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)			
1.2 在宅医療に関する情報整理・提供	1.2.1 在宅医療に関する情報整理	【大目的】在宅医療に関し必要・参考となる情報が逐次・定期的に収集・整理されている	【小目的】在宅医療の提供者の状況(供給量等)が定期的に把握・整理されている	【実施内容】①アンケート調査などにより、医療機関等に対し、在宅医療及び連携する介護サービスの実施状況等の照会及び実施に向けた課題の洗い出し	医師会 歯科医師会 薬剤師会 介護保険サービス事業者連絡会 市(長寿介護課) ↓ 在宅医療機構	・市内診療所への在宅医療に関する意見聴取 ・各医療機関や訪問看護ステーションの対応力、連携医療機関の有無の把握 ・在宅医療を推進させるためのアンケート調査(1.3.4より)	実施	実施	実施	必要に応じて調査費等を予算化
			【小目的】在宅医療の需要者の状況(需要量・分布・ニーズ等)が定期的に把握・整理されている	【実施内容】②アンケート調査などにより、利用意向、利用に際しての課題の洗い出し	市	・在宅医療を推進させるためのアンケート調査	実施	実施	実施	市の各種アンケートにより実施
			【小目的】関係機関で共有すべき情報が、逐次把握・整理されている	【実施方法】③個々の医療機関等から、在宅医療の実施状況(規定の様式)を登録・更新	医師会 歯科医師会 薬剤師会 介護保険サービス事業者連絡会 市(長寿介護課) ↓ 在宅医療機構	・往診診療所の情報更新 ・訪問看護ステーション等所属の専門職情報を関係機関で共有	調整 → 実施	→		関係機関の横の連携、意識の高揚も図ることができる。
	1.2.2 在宅医療に関する情報提供(HP・冊子等)	【大目的】在宅医療に関する情報が、必要な時に迅速・的確に入手できている	【小目的】入手・活用したい情報項目が利用者から定期的に把握されている	【実施方法】①医療機関や高齢者へのアンケートの実施	市(長寿介護課) 地域包括支援センター	・健康保険の実態や統計資料、アンケート等の整備	実施	実施	実施	
			【小目的】当事者・家族等が、必要な情報提供を受け、在宅療養とすることが判断できるようになっている	【実施方法】②退院等する市民やその家族に対する、退院調整会議等での案内	市民病院  医師会	・急性期、回復期、慢性期、終末期での病院の機能の明確化 ・在宅医療の内容、金額、地域で対応可能な医療機関の紹介等  ・家族の協力の重要性を周知	実施	→		
			【小目的】在宅医療を希望する市民が、実施機関に関する情報を随時入手できるようになっている	【実施方法】③市民に対し、実施機関マップ等を作成し配布(同内容を市ホームページにも掲載)	市(長寿介護課) 市内医療機関	・回覧板等の活用	実施	→		1.2.1(2)の結果の整理 中期からは1.3.1③の情報も反映
			【小目的】在宅医療を支える医療機関や訪問看護ステーション等の情報紹介	【実施方法】④在宅医療を支える医療機関や訪問看護ステーション等の情報紹介	市(長寿介護課) 地域包括支援センター	・在宅医療を支える施設を紹介 ・在宅医療・介護や看取りに関する適切な情報提供(1.3.4より) ・介護経験者の声の掲載	実施	→		既存の事業内で対応
	1.2.3 在宅医療相談窓口の設置	【大目的】窓口相談することで、在宅医療についての不安や疑問等が解消され、円滑に在宅医療に移行できている	【小目的】市民が窓口を通じ気軽に相談できている	【実施方法】①市民からの在宅生活に関する総合相談窓口機能の強化	地域包括支援センター ↓ 将来的には在宅医療機構	・保健所等で医師、訪問看護師、介護士、保健師等から在宅医療に関する相談受付 ・在宅医療に関する質問を一括して受ける機関設置 ・在宅医療の内容、金額、地域で対応可能な医療機関の紹介等	調整 → 実施	→		資源や情報量により要員の状況は変わる
			【小目的】在宅医療の利用希望者に、適切な療養体制を整え提供できている	【実施方法】②相談から利用に向けた調整機能の構築	市が中心となり 関係団体と調整 ↓ 在宅医療機構	・患者フォロー体制の運用状況をFAX・メール等で医療機関へ確認	調整 → 設立			運営費(補助金・委託料)が発生

事業計画(施策1)(案)

施策1	事務事業	事務事業の細目			戦略会議委員意見	実施時期			備考		
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施支援主体		前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)			
1.3 在宅医療 提供体制 の整備	1.3.1 在宅当番医 体制の構築	【大目的】 在宅医療を支える医師の診療体制が整っている	【小目的】 訪問診療を行う医師が十分な数いる	【実施方法】 ①在宅医療医の拡充	市(長寿介護課)医師会	・体制構築に向け、当番医を担う医師確保 ・在宅医療医の名前を知る ・在宅診療普及の活動、市民病院の一部門としての推進、各医療機関での在宅部門新設、増設促進	実施			研修会等の開催を通じ順次意欲的な医師が訪問診療を拡充	
			【小目的】 医療機関が訪問診療医を支えている	【実施方法】 ②訪問診療医に対する後方支援病院の確保	市民病院 保健所 医師会	・在宅医療や入院に24時間対応可能なグループを一定地域ごとに構築 ・患者及び家族に不安や迷いを与えないこと ・病院と診療所の連携体制構築 ・グループ診療体制構築	調整	実施			
			【小目的】 訪問診療医の定期訪問の間を看護師がきめ細かくフォローしている	【実施方法】 ③訪問看護師の確保	介護保険サービス事業者連絡会		実施				
			【小目的】 より効果的な在宅医療の提供に向け、調整・評価改善等がなされている	【実施方法】 ④在宅医療・介護を推進する多職種連携体制の構築・運営のための連絡調整、運営状況の評価・改善等を行う仕組みの検討	市(市政戦略課・協働推進課・長寿介護課)関係機関(市民病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険サービス事業者連絡会・ケアマネ連絡会・ボランティア団体など)	・在宅医療支援拠点の設立 ・小学校区でのネットワーク構築 ・在宅医療に関するシステム構築 ・訪問歯科診療(1.3.3より) ・予防訪問ケアの提供(1.3.3より) ・定期会議の充実(医療機関⇄医療機関、医療機関⇄看護ステーション)	検討				
				【実施方法】 ⑤その仕組みをどのような組織で動かしていくかの検討			検討	実施			
		【実施方法】 ⑥必要に応じて関係者からなる在宅医療機構の創設	市(長寿介護課)地域包括支援センター								
	1.3.2 訪問看護との連携体制構築	【大目的】 訪問診療医の定期訪問の間を、連携する訪問看護師がフォローしている	【小目的】 研究会やカンファレンスを通じ、多職種が連携している	【実施方法】 ①多職種による連携課題の解決などの研究会の実施	市(長寿介護課)医師会 介護保険サービス事業者連絡会 在宅医療機構	・業界全体としての仕組みづくり ・在宅生活に関わる他職種との情報共有連携体制構築 ・カンファレンスや定期会議の導入 ・入院施設保有の訪問看護ステーションの拡大	調整	実施		研修会等の開催を通じ順次意欲的な訪問看護師・訪看ステーション等が訪問診療医と連携し訪問看護を開始、提供を拡大	
				【実施方法】 ②多職種によるカンファレンスの実施							
			【小目的】 研修により、医師を補完する高度な訪問看護が提供できるようになっている	【実施方法】 ③看護技術向上への研修の実施	介護保険サービス事業者連絡会		実施				
						・患者・利用者と関係機関をつなぐボランティア育成 ・在宅生活維持の仕組みづくり ・医療情報共有システムの構築  ・多職種連携の法的な整備					”ささえあい”の仕組みづくりの中で実施  推進体制を構築する中で、人の力、システムのかでどこまでの情報を共有できるか検討  国において整備されていくものである。
1.3.3 訪問介護との連携体制構築	【大目的】 医師と連携した訪問介護事業者が在宅療養での生活面を支えている	【小目的】 研究会を通じ、多職種が連携している	【実施方法】 ①多職種による連携課題の解決などの研究会の実施	市(長寿介護課)医師会 介護保険サービス事業者連絡会 在宅医療機構	・連携を呼びかける人と呼びかけに 応える人づくり ・業界としての仕組みづくり ・在宅生活に関わる他職種との情報共有連携体制構築 ・在宅当番医と主治医が違う場合の 当番医に負担を掛けない体制 ・カンファレンスや定期会議の導入	調整	実施		ケアマネと医師の懇談会など既存の連携体制を強化		
		【小目的】 研修により、医師を補完する高度な訪問介護が提供できるようになっている	【実施方法】 ②介護技術向上への研修の実施	介護保険サービス事業者連絡会	・ヘルパーへの医療分野の研修 ・講座等の勉強機会	実施					
1.3.4 在宅看取り 体制の構築	【大目的】 在宅で望んだ最期を迎えられる	【小区分】 マニュアルにより看取りに 対する本人・家族の不安が 払拭されている	【実施方法】 ①市民に対する、看取りまでの段階別・状況別の対応マニュアル作成	市(長寿介護課)医師会 介護保険サービス事業者連絡会 在宅医療機構	・状況別のマニュアル作成 ・終末期における家族の心構え、 医師・看護師との連携及び分担の 明確化 ・家族が不安なく看取りができる 十分な説明と体制		準備	実施			
			【小目的】 研修により、在宅看取りに 対応する医師等が増える	【実施方法】 ②全職種で看取りに対する研修の実施	医師会 介護保険サービス事業者連絡会 在宅医療機構	・連携のルールづくり	調整	実施			
		【実施方法】 ③ターミナル期における全職種によるカンファレンスの実施	医師会 介護保険サービス事業者連絡会 在宅医療機構	・全職種出席のターミナル期におけるカンファレンス開催	調整	実施					

事業計画(施策18)(案)

施策18	事務事業	事務事業の細目		戦略会議委員意見	実施時期			備考		
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)	実施支援主体		前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)			
18.1 サポート の仕組み づくり	18.1.1 ボランティア の育成	【大目的】 地域福祉活動に参加する支援者の数が増える	【小目的】 中学校でのボランティア経験を継続し、若い世代が地域福祉活動に参加している。	【実施方法】 ①ジュニア奉仕団卒団生の組織化・活動継続	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の設置と共に、協議会内にボランティア育成担当を設置</li> <li>・ボランティアは小学校区単位で必要数を確保</li> <li>・行政提案型“はばたき”を利用し、既存団体による広域的サポート体制構築</li> <li>・地域企業に対するボランティア活動への啓蒙・協力要請</li> <li>・担う人材確保の方法検討</li> <li>・ボランティア活動のノウハウについての出前講座開催</li> <li>・個人ボランティア育成</li> <li>・講座開催</li> <li>・ボランティアの学習機会創設</li> <li>・ボランティア活動現場の見学会</li> <li>・研修体制(講義・実習)整備</li> <li>・ニーズに対応するための講座開催</li> <li>・各年代層に応じた育成の実施</li> <li>・公的支援(ボランティア教育にあたる人、また事業そのものへ)</li> </ul>	実施			H25 ジュニア奉仕団卒団結成済 ・活動内容について今後メンバーと話し合いながら決めていく
		【小目的】 生涯学習活動が地域福祉活動の入口としてつながり、生涯学習活動を経た支援者が増える。	【実施方法】 ②市民講座・生涯学習等からのボランティア育成の仕組み作り	福祉課	実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座に関する主な既存事業</li> <li>ボランティアリーダースクール(ボラセン)</li> <li>ボランティアコーディネーター養成講座(生涯学習課)</li> <li>ボランティア養成講座(社会福祉協議会)</li> <li>・H25から社会福祉協議会でも出前講座を開催(地域協議会への出前講座も可能)</li> </ul>	
		【小目的】 地域福祉活動の核となる人材が各地域にいる。	【実施方法】 ③実践研修、養成講座等による地域福祉推進基礎組織の中で地域福祉活動を中心となって推進するネットワーク委員の養成	社会福祉協議会	検討		実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研修は地域福祉推進基礎組織における地域課題の解決に向けた動きの中で行う研修</li> <li>・ネットワーク委員の養成講座は、社会福祉協議会で実施しているボランティア養成講座の中で実施する。</li> </ul>	
		【小目的】 お互いの特性を生かしながら、協働できる環境がつけられ、活動を継続していくモチベーションが保たれている。	【実施方法】 ④活動種別毎に(高齢者・障がい者・児童等)ボランティアが一同に会する「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」の開催	社会福祉協議会	実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」とは、ボランティア活動の意義や必要性についての理解を深め、活動継続のモチベーションを高める会のこと</li> <li>・地区ボランティア連絡協議会をベースに地域福祉推進基礎組織を意識した方向で進めていく</li> </ul>	
		【小目的】 無償では継続が難しい内容の活動が増えていく。	【実施方法】 ⑤ポイント制にするかどうか或いは対象とする活動の範囲などボランティアアクションの導入に向けた検討及び育成・支援	福祉課 協働推進課 社会福祉協議会	検討		実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアアクションとは、住民参加型サービスのこと、ポイント制や有償などのこと。</li> <li>※27年度以降の要支援1、2の方の支援方法については早めの準備が必要である。</li> <li>※地域協議会の進め方によっては、各地域協議会ごとに有償のメニューに差が出ることも想定される。</li> </ul>	

事業計画(施策18)(案)

施策18	事務事業	事務事業の細目			戦略会議委員意見	実施時期			備考	
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施支援主体		前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
18.1.2 地域でのサポート体制・受け皿の整備	【大目的】 ご近所同士がお互いに支えあえるよう、助けてほしい人・内容と、助けてあげたい人・内容が円滑にマッチングされる仕組みが機能している	【小目的】 地域の課題や情報の共有が図られ、学べる場がある。	【実施方法】 ①地域座談会の開催	福祉課 社会福祉協議会 協働推進課 ※協働推進課は地域協議会立ち上げまでの間	・地域協議会を単位の登録及びマッチング ・学区単位に仕組みを動かす中心人物、行政区ごとにサブとなる人物を設定 ・学区単位での仕組みを動かす「場」と「資金」 ・行政区内の組織の協力が必要 ・担い手がいない場合の隣接地区等からの応援 ・広く活動できるなど柔軟な体制整備 ・各地域協議会での活動の有償・無償、登録制の在り方について設定 ・市公認ボランティアの創設 ・地域協議会を単位の生活サポートボランティアを組織 ・地域の中での講習会開催 ・ボランティアセンター、市の関係機関の連携強化 ・隣組の仲間づくり ・地域3あい事業を通じた啓発	実施			当面は、知識経験者からのアドバイスも含め市と社会福祉協議会がリードする形で進めていくが、最終的には地域協議会単位で地域座談会が自主的に開催される環境を整えたいと考えている。	
		【小目的】 制度に基づくサービスを利用するほどではないが、日常生活に不安のある方々へのちょっとした見守りができている。	②要支援者の見守りネットワークの構築	福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会 民生児童委員 地域包括支援センター  最終的な実施主体 地域協議会	・ボランティア交通手段のシステム構築 ・専門知識保有者の協力体制強化 ・「仕組み」として働く体制整備 ・必要経費が伴うものに自己負担、利用料(有償ボランティア)を導入し、少額でも支払う(報償)システム ・在宅医療機関と連携した役割の明確化と組織の構築	検討	実施		・「要支援者の見守りネットワーク」とは、地域住民のお互いの助け合い意識で、日頃からのふれあいや交流が見守りとなること ・地域協議会のモデル地区で見守り内容、担い手、実施方法について検討  ※主は高齢者の見守りになると考えている。	
		【小目的】 活動資金の交付や市職員(地域パートナー)の支援により地域協議会活動が円滑に機能する。	③地域協議会への交付金や地域パートナー制度の創設	協働推進課	・医師の指導による体制づくり ・地域サポート体制は、高齢者等の見守り、高齢者等の集いの場の提供、ちょっとした手伝い ・継続性のある活動実施 ・地域の実情に合ったボランティアの組織化と登録方法 ・遠慮なくサポートを受けられ、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくり ・声を出しあい、支えあ関係づくり	実施				
		【小目的】 地域協議会が相談や支援を必要とする場面でアドバイス等が行われている。	④地域福祉推進基礎組織におけるリーダーの配置・育成	福祉課 社会福祉協議会	・幅広い情報収集 ・詳細な取りまとめ ・サポート内容等の分かりやすいとりまとめ	検討	実施		地域福祉推進基礎組織を機能させるためにはコーディネート機能が重要となる。そこでこの組織にCSW的な動きができる人員2名と事務員1名を配置する。  地域福祉推進基礎組織において下記の役割を担っていただける方の育成支援を行う。 ・地域福祉活動の推進役 ・地域と行政機関等とのパイプ役 ・アドバイスだけでなく実践活動ができる	
18.1.3 ボランティア情報とりまとめ	【大目的】 ボランティアを必要とする市民、ボランティアをしたい市民の情報が迅速・容易に集約される	【小目的】 福祉推進員を中心とした地域の中での調整役が、地域の支援ニーズを収集している。	【実施方法】 身近な地域でボランティアの交流、情報交換の場づくり及びボランティア活動内容の情報の収集	社会福祉協議会 地域協議会	・幅広い情報収集 ・詳細な取りまとめ ・サポート内容等の分かりやすいとりまとめ	検討	実施		・ボランティア活動の意義や必要性についての理解を深めていただくとともに活動を続けることのモチベーションを高めるために「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」を開催する。  ・地域協議会に対するボランティア情報については、社会福祉協議会が連携・支援を行いながら進めていく。  ・地域内(小学校区)での活動を希望される方は地域協議会へ登録、市全域での活動を希望される方はボランティアセンターへ登録	
18.1.4 ボランティア情報提供	【大目的】 ボランティアを必要とする市民、ボランティアをしたい市民が、必要な情報を容易に入手できる	【小目的】 調整役による調整により、支援を希望する者への支援したい者による支援が円滑になされている。	【実施方法】 ①ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などをつなぐなどのボランティア活動の調整	社会福祉協議会 地域協議会	・市民への市内全域情報提供 ・コーディネーターの設置 ・地域協議会との業務分担 ・ボランティアグループの中で地域の中で活動できる個々の体制づくり ・利用者への提供時間や地域等の提示 ・社協ボランティアセンター登録ボランティア、市民活動センター登録団体の共通一覧表作成 ・ボランティア活動の報告	検討	実施		※コーディネート機能としてはボランティアセンターが担う部分と地域協議会が担う・担える部分が想定される。  ※スポットボランティア制度は地域協議会で可能ではないかと考える。  ※登録ボランティアに対する研修は既存メニューの見直しによりボランティアセンターにて実施可能。	
		【小目的】 ボランティア活動の情報が身近な場所で見られる。	【実施内容】 ②ボランティアセンターにおけるボランティア閲覧コーナーの充実や各区分でボランティア活動情報を回覧するなどの情報提供の充実	社会福祉協議会 地域協議会		検討	実施		地域協議会への情報についてはボランティアセンターからボランティア情報を発信していく	
18.1.5 地域外の事業者の情報提供	【大目的】 地域内で対応困難な支援や、地域外からの支援を希望する場合には、支援先を容易に入手できる	【小目的】 市と社会福祉協議会の支援により、地域で対応困難な支援も実施できている。	【実施内容】 市の地域パートナー制度と連携できる社会福祉協議会における地域支援体制づくり	福祉課 協働推進課 社会福祉協議会 地域協議会	・業務としてできる範囲の明確化と委託の検討 ・有償サービスの適正価格の検討 ・適度な利益を得られるような体制構築 ・他地域でボランティアを依頼する際の地域協議会の役員同士での連携 ・様々な広報紙の活動 ・地域内の確保できないサポート内容への対応 ・他地域へボランティアを依頼できる仕組みの構築	検討	実施		・委託事業については全庁的な業務見直しによる対応が必要  ・地域協議会で対応できない部分については社会福祉協議会の支援において対応する。	

※意見については地域福祉計画策定時にも同様な意見もあり地域福祉推進基礎組織の活動として、意見の様な動きができる支援は必要と考えています。